

〈史料紹介〉

山口革について

吉積 久年

山口革^レという防長（周防と長門の両国）の名産物を
をご存じだろうか。

筆者は、当館架蔵の徳山藩藩政史料群である徳山毛利
家文庫の「御蔵本日記」一一六六冊に目を通す中で遭遇
したが、文献・郷土史などに紹介されたようすはなく、
訊いても無反応に近く、忘れられた産業であることを認
識させられ、ここに紹介するものである。

同じく当館架蔵の萩藩藩政史料群である毛利家文庫
に、「御両国珍名産物」（成立年代不明、産業五）という
一冊がある。名石を筆頭に珍名産物全八六項目のうち、
第六五項目に「一革細工 吉敷郡 山口」という記述が
見える。

なお、関連する物として、煙草^{たばこ}・煙筒^{きせる}の項目が見え、
喫煙という嗜好習慣が定着していた時代であることがわ
かる。前者の具体として、吉敷郡の山口河原たばこ、阿
武郡の萩要害たばこ・大井たばこ・徳佐神角たばこ、大
島郡の秋村たばこが、後者としては阿武郡の萩五間町と
円政寺埵が記されている。

また、毛利家文庫、法令一八九（七五の二）「諸触物
目録二」の元文四年（一七三九）のところに、こういう
記述を見出した。

一 御國中産物松本焼茶碗・籐組・革たはこ入・鏢・
硯石等、向後容易に他所江被差出間敷との儀二
付、江戸二而所望之衆江挨拶心得之ため内意触之

事

松本焼、すなわち萩焼の茶碗や籐組・長州鐔・赤間関硯などと並んで「革たはこ入」が萩藩の産物として掲載されており、これらの安易な国外流出を戒めたことが記されている。それだけ、また、他から所望され、流出した人氣の産物であったことも想像される。

なお、生産地の山口は萩藩領であり、毛利家文庫に關連史料が見出されてもよいように思うのだが、上記ぐらいの史料しか見出しきっていない。

地誌として大変重宝される『防長風土注進案』²⁾や『防長地下上申』³⁾を探ってみると、前者の山口街、口数五七一〇人という項目の内訳に「切革師 男四人 女壹人」、在宅諸士足輕已下並びに陪臣家数百九拾軒という項目に、御代官所支配五軒うち「切革師式人」と見えて、幕末まで命脈を保っていたことが承知される。

また、近世初期に編まれた俳諧の指南書『毛吹草』の諸国名物の項には、周防国として「鹿皮」がある。

ちなみに、毛利家文庫には萩藩士家の家譜として「譜録」があるが、それによると家業を切革細工とするところが一家見出せる。本問家である。だが、本題に関わるような記述は認められない。

J T（旧日本専売公社）が運営する東京のたばこと塩の博物館に訊いてみた。同館は、文字通り喫煙に關わる歴史資料の収集と公開活用に資することを目的に活動をしており、たばこ入れの特別展や図録の刊行などを行ってきている。同館コレクションのうちで製作地・製作者が分かるものはないということである。

史料にはほとんど「たはこ入」と表記されるが、本文では「たばこ入れ」と記すこととし、他も同じ扱いにしている。参考のため、ときの米などの物価を示しているが、その依拠するところは断らない限り本題で専ら扱う「御蔵本日記」の記事である。

「御蔵本日記」で山口革の初見は、管見ではつぎの記

述になる。

【史料①】「御蔵本日記」三三八四 宝暦元年十一月九日

一 此度之江戸御仕出便ヲ以

一 山口革御たはこ入 拾ウ

右御新宅御用之分、河田武左衛門方へ兩人役より

一同小豆革之切 老枚

但、相馬因幡守様御頼被成候分、勘場兩人役より

右之通、此度差送候事

これは、宝暦元年（一七五二）のこと、山口革のたばこ入れ一〇と小豆革切れ、つまり喫煙具の原材料である小豆革一枚を江戸へ送ったことを記している。その発注元が、徳山藩江戸新宅用として新宅付の河田武左衛門と陸奥国中村藩主の相馬因幡守恕胤⁴であった。

以後、当該日記に記される山口革に関わる記事の概要

山口革について（吉積）

をとりまとめたのが表1である。

記事は宝暦・明和期（一七五二～六九）に集中しているようであり、この時期に山口革製喫煙具の人氣が高まっていったものと考えられる。徳山藩江戸御居間などで展開される社交の中で、諸大名などから所望されたほか、江戸で生活する徳山藩主一族の間でもてはやされた山口革製喫煙具の受注や搬送の記事が目立つ。では、なぜ、徳山藩がその任を背負う必要があったのか。なぜ、萩藩ではなかったのか。国外流出を戒めた上記、元文四年の萩藩の姿勢がものをいっているのだろうか。

たばこ入れとは、嗜好品であるたばこの喫煙具のひとつで、刻みたばこを納める袋物のことである。袋地の材料として革が使われ、携帯用として豪華なものに発展し、革はぎせる入れや筒などにも使用された。裏地は金箔摺り込みが普通だが、表地にまで金箔摺り込みを使い（宝暦六年九月十二日の条）、明和期（一七六四～六九）には紋革、すなわち紋様入りの革まで現れ、いよいよ豪

表1 「御藏本日記」に見える山口革関係記事一覧

年号(西暦)	月日	概要
宝暦元(1751)	11.9	御新宅御用の山口革たばこ入れ10と相馬因幡守惣胤注文の山口革小豆革切れ1枚、江戸へ送出し 去11月3日江戸より下記の注文品送出し ①山口革1枚(小豆革、長1尺4寸3糸・幅1尺3寸5糸、代銀13匁) 花房近江守職朝注文 ②山口革たばこ入れ30(小豆革裏金15、黒革裏金15、代銀165匁) 鍋島肥伊守直員注文 ③山口大革たばこ入れ10(小豆革裏金5、黒革裏金5、代銀250目) 京極左渡守高距注文
宝暦2(1752)	2.21	御居間御用の鞆箱1・紫皮鞆2本・革きせる筒3など、武具方柳油皮廻細工入村上喜兵衛ほか3人へ注文
宝暦3(1753)	5.17	山口革たばこ入れ大久88一箱入(一つは発前差出し) 江戸へ送出し
	7.11	外縁注文のたばこ入れ完成するも裏金不守備につき指戻しのこと
	8.6	松平摂津守輝規注文の山口革たばこ入れ20、松本媿小腹茶碗などとともに江戸仕送り
	8.17	中川修理大夫久貞注文の山口革たばこ入れ10、江戸送り
宝暦4(1754)	4.19	江戸御居間御用の革たばこ入れ4(表小豆革、裏金縫糸紺)・革きせる入れ10(左向) 山口で調整の注文
	6.14	江戸御居間御用の革きせる筒30(表小豆革、裏不染) 山口で調整の注文
	6.15	江戸御居間御用の革きせる筒30、御状箱へ入組み江戸送り
宝暦5(1755)	5.26	江戸御用として ①平野主水長里・久世三之丞廣和注文の山口革たばこ入れ30(黒小豆)・同5(白革) ②神保勝之助定興注文の山口革たばこ入れ20(小豆革) ③外縁注文のきせる指し10(表小豆、裏□) 江戸新宅御用として革切1枚(表小豆、裏金) 江戸送り
	6.10	①山口の内山孫兵衛へ注文・革たばこ入れ20(表小豆革、裏金)・同5(表白革、裏金)・同角形30(うち15小豆革・裏金、うち15黒革・裏金)、革きせる入れ10・角たばこ入れ10(小豆革、裏金)・同10(黒革、裏金) ②御新宅御用として小豆革1切(裏金、縦8寸・横4寸) 山口で仲買の調整の注文 江戸新宅御用として革切1枚(表小豆、裏金) 江戸送り
	9.20	江戸御用の山口革たばこ入れ完成、山口迄差越の沙汰
	9.21	江戸進物御用の山口革たばこ入れ20、山口より来り、江戸送り
	9.29	江戸御居間御用の山口革たばこ入れ10(黄草1・小豆革2・黒草2・白草3、各裏金箔摺込)・同10(小豆革3・黒草3・黄草2・白草2、各裏金箔摺込) 内山孫兵衛へ発注
	11.14	江戸御居間御用の山口革箱たばこ入れ20(うち10小豆革、うち10黒草) 山口の内山孫兵衛へ注文
宝暦6(1756)	2.21	江戸御新宅御用の革たばこ入れ10(小豆革、裏金) 山口で調整の注文、江戸より申来る
	2.晦	若殿様より求馬様へ御用として山口革たばこ入れ3、山口へ注文
	4.10	若殿様御用の山口革たばこ入れ10完成、江戸仕送り

〈史料⑥〉

	54	江戸御用の革御鼻紙入れ3、山口へ発注	
	9.12	江戸御進物御用の山口革たばこ入れ20発注 うち①10大（小豆革3・黒革3・黄革2・白革2、白革のみ表へ金箔摺込付き） ②10小（黄革3・小豆革2・黒革2・白革3、白革のみ表へ金箔摺込付き）	
宝暦10（1760）	12.28	江戸で進物用のたばこ入れ22・調乱6・小豆革1尺角、ほかたばこ入れ8、山口革で調整の注文	
宝暦11（1761）	2.11	御藏本御用の革1枚（幅2尺3寸・長3尺、青染小じば、裏金、山口革で調整の注文	
	2.16	江戸持参御用の山口革たばこ入れ類、去冬注文のところで完成につき大坂留守居役増野与三右衛門へ渡し	
	3.21	大坂御用商人平野屋七太郎より注文、山口革たばこ入れ2（白革裏金（代7匁）・黒革裏金（代8匁）大坂留守居役へ送り	〈史料⑦〉
	11.14	下松御用の山口革腰差、山口の内山孫兵衛へ注文	
宝暦12（1762）	4.5	下松御用の山口革調乱完成につき雛形・代銀20匁の請求書、下松へ送り	
宝暦13（1763）	2.5	御居間都合役富士丸入注文の山口革調乱1・同たばこ入れ15、完成につき差出し	
明和2（1765）	9.28	繁之丞様入用の腰差たばこ入れ一通り山口で調整の注文のところで完成につき江戸送り	
明和5（1768）	4.3	山口でなめし革1枚買ひ物につき荒仕子1人明朝出足	
	4.7	下松御用のきせる入れ4、山口の内山利右衛門方発注	
	7.8	御居間御用の紋革葉たばこ入れ2（黒紋革1・赤小豆紋革1、裏金紫糸織）、山口で調整の注文	
	8.16	御居間御用の山口革調乱2（引掛緒通鉄具とも）の発注	
	12.16	御居間御用の山口革たばこ入れ6（赤豆革4・黒革2、いずれも紋革・裏金紫糸織）の発注	
明和6（1769）	正.23	御居間御用の山口革調乱2（鉄具銀） 武具方へ発注	
	2.23	御居間御用の山口革たばこ入れ（小鉤銀製） 武具方へ発注	
	3.18	御居間御用の山口革きせる差し（緒通、鉄具銀裏金の間） 武具方へ発注	
	3.25	御居間御用の山口革たばこ入れ3（小豆紋革2、黄紋革、各裏金） 買物方へ差出し	〈史料⑧〉
安永9（1780）	9.19	無方流稽古分のしなえ革6本（山口の内山利右衛門作） 買物方へ発注	
天明3（1783）	7.3	山口切革師内山利右衛門、内証通達につき借銀の訴え、しかし不可の裁断	〈史料⑨〉
天明6（1786）	8.28	御居間御用品の中で、山口革たばこ入れ2・同きせる筒1の記載が見え、買物方へ発注	
	閏10.梅	御居間御用の山口革たばこ入れ10（赤小豆色）・同きせる筒10（赤小豆色） 山口で調整、買物方へ発注	
寛政11（1799）	2.25	山口の安部四郎右衛門、御入部宛并自家督祝につき御目見、きせる筒1箱など献上	
	9.5	江戸御居間御用の山口革たばこ入れ15・同調乱4・同紙入地2・同きせる筒3の発注	
文化2（1805）	4.14	御居間より注文の大慶懸進早品の山口たばこ入れ5（小豆革、裏金） 完成	

華な嗜好品になっていったようである。

【史料②】「御蔵本日記」三八六 宝曆二年二月二十一日

一江戸より去十一月三日庄原正七より申越候、左之

通

一山口革 壹枚

但、小豆革、長サ壹尺四寸三歩 幅壹尺三寸

五歩

代拾参匁

一船木櫛 拾具

代壹貫五百文

右弔筆、御居間へ花房近江守様より御頼之由申

来出来候故、今日御仕出便ニ差登候

一山口革たはこ入 三拾ウ

但、小豆革、裏金 拾五

黒革、裏金 拾五

代銀百六拾五匁

右鍋島紀伊守様より御居間へ御頼之由申来出
来、此度之御飛脚便差送申候

一山口革大たはこ入 拾ウ

但、小豆革、裏金 五ツ

黒革、裏金 五ツ

代弔百五拾目

右、京極佐渡守様より御居間へ御頼之由申来出
来、此度御飛脚便差送申候

右之通、今日御仕立便いづれもひなかつ共ニ箱弔

ツへ入組江戸差送申候、尤右御頼先より御払方有

之儀ニ候哉、いか、御座候哉、趣不被仰下候故、

先右之通代銀書付進候間、何分宜御取計可被成候

通、庄原正七方へ申遣シ候事

史料②を掲載したのは、宝曆元年(一七五二)十一月

に複数の注文があったこと、注作品の大きさや仕様まで

掴めること、そして各値段が判明すること、かつ、同じ

防長の名産物、船木櫛⁵⁾も一緒に注文を受けており比較も

出来ることによる。さらには、代銀の支払い方法についても触れられており、そこにはまだ徳山藩江戸御居間の役割が確定していないことが読み取れ、山口革の存在が江戸ないし天下に知られて、間もないころのことだと推測させる。

山口革一枚(小豆革、四三×四一cm)代銀一三匁、船木櫛一具代銀一五〇文、山口革たばこ入れ(小豆革・黒革、裏金箔)三〇、一ッ当たり代銀五・五匁、山口革大たばこ入れ(小豆革・黒革、裏金箔)一〇、一ッ当たり代銀二五匁。この頃の米価は、宝暦二年末で銀一〇〇目当たり米一・四石である(同文庫「御書出之控」)。また、銀と銭の為替相場は、銀一匁当たり銭七〇文(宝暦二年四月二十四日、それまでの七〇文が七四文に改まる)で、船木櫛一具は銀に直すと二匁余りということになる。そして、この代銀の支払いについて、注文先から徴収するべきかどうか指示がないため、念のため値段を示したという。庄原正七とは江戸勘場役である。

【史料③】「御蔵本日記」三九二 宝暦二年十一月四日

一 河田武左衛門・林武左衛門申出候

一 御鞆箱ツ 損所取繕

一 紫皮(マ)鈕ツ本 長式尺宛

一 革御させる筒三ツ

但、仕立雛形之通、村上喜兵衛調申付候事

一 御させる壺本

但、御手本之通真鍮ニ而湯浅儀右衛門江調

申付候通

一 御させる指鈕通金具

但、式本、湯浅儀右衛門江調申付候事

一 簾組御筒(筒)乱四ツ

但、平野久兵衛江調申付候事

一 塗文箱朱かんばん

但、鈕付銃共

右、御居間御用候間、御好之趣河田武左衛門・林武左衛門方江御聞合調被仰付可被指出通、御武具

方正手紙出也

史料③は、この辺の事情を窺わせてくれるものではないか。山口革とはどこにも書かれていない。しかし、喫煙に関わる江戸御居間御用の道具類製作であり、それを命ぜられた人物、すなわち、村上喜兵衛・湯浅儀右衛門・平野久兵衛は、それぞれ武具方の桐油皮類細工人・白銀師・竹細工師の徳山藩士であった。⁽⁶⁾ 申出の河田武左衛門は当時、江戸御新宅付として注文品の好みについて意見をも求められた。江戸での評判・流行を気にしたものであろうか。

だが、どうして山口革に眼を付け、表舞台に躍り出ることになったのか、山口革細工の歴史も由来もわからない。

【史料④】「御蔵本日記」三九八 宝暦三年七月十一日

一先達而外様より御頼之由、山口革御たはこ入申付候処出来之由、今日爰元差遣候、然処裏金未折相

申処に落候処も有之二付、全届不申処を置直シ得と企、おり合い候而指越候様に申遣、右たはこ入、先山口江指戻候様に野村弥三右衛門江遂沙汰候事

史料④は、裏地の金箔摺り込みに関し技量がまだ十分ではなく、届け物にはならぬとして山口へ突き返されている場面を押さえ、試行錯誤の修練の途上にあることが見えてくるのである。

【史料⑤】「御蔵本日記」四一六 宝暦五年六月十日

一御買物方江左之通

一革たはこ入 弍拾ウ

但、表小豆皮、⁽⁷⁾裏金にして、ひなかた之通

一同五ツ

但、表白革、裏金にして、ひなかた之通

一同三拾ウ

内

拾五 表小豆革、裏金

拾五 表黒、裏金にして

但、角形にして、ひなかた之通

一革御きせる入 拾

但、ひなかた之通にして

一角御たはこ入 貳拾

内

拾 小豆革、裏金にして

拾 黒革、裏金にして

但、至極上革、薄縫糸紺、かふせふたに

して、ひなかた之通

右之通、御用に候条、山口内山孫兵衛方江注文を

以申遣、ひなかたに無相違相調御蔵本江可指出

候、福山彦七御手紙遣之

一小豆革、裏金にして 壹切

但、豎八寸、横四寸にして

右、御新宅御用にして、於山口相調中買(中)にして可

山口革について(吉積)

指出候、左候而代銀御立払方可有之通、福山彦七
へ手紙遣之

史料⑤は、それまで山口革の表記に留まっていたものが、その製作者がここ宝暦五年(一七五五)九月に来て、顔を現すことになる。「山口内山孫兵衛方江注文」、その名は、山口の内山孫兵衛。

孫兵衛に寄せられた注文は、革たばこ入れ二五、革角形たばこ入れ三〇、革きせる入れ一〇、角たばこ入れ二〇の計八五を数える。そして、「ひなかた(雛形)之通」と品目毎に註記されるように、注文先から手本が寄せられていたこともわかり、手本の存在は指示の徹底を図ることは勿論、山口革による製作が修練段階にあることも同時に教えてくれるのではないか。角形たばこ入れ二〇については、「至極上革、薄縫糸紺かふせふた(被蓋)にして」と特注仕様が寄せられているし、角形の初見でもある。品目もたばこ入れのほか、きせる入れも加わり、革の色も小豆や黒に白が加わる。ここにも始業の頃

合い状況がしっかり読める。

これらの道具が江戸の御新宅用の注文品で、「於山口相調中買^(仲)にして」と末文に見えるように、徳山藩が仲介して購入し、注文先に送ったことも確認できる。

福山彦七は御内証方下役。

【史料⑥】「御蔵本日記」四二二 宝暦六年二月晦日

一 神本久右衛門申出候

一 山口革たはこ入 三ツ

但、雛形之通

右、従若殿様 求馬様江御頼被仰遣候間、山口便次第調之儀申遣候様、頼来候事

右雛形之通注文相調、早々調差送候様便宜次第、山口へ可申遣之通、浅田金左衛門へ申付、雛形相渡候之事

史料⑥は、江戸の大名連中だけではなく、徳山藩主一族の間でも山口革たはこ入れがもてはやされていること

を示す。若殿とは、五代藩主毛利広豊の長男広矩、享保十八年(一七三三)生まれ。また、求馬とは、この後六代藩主となる毛利広寛のことで、同じ享保十八年生まれ。

表1に見える明和二年(一七六五)の繁之丞は、六代藩主毛利広寛の弟、豊和。宝暦二年(一七五二)生まれ。神本久右衛門は御新宅付、浅田金左衛門は作事方。

【史料⑦】「御蔵本日記」四五八 宝暦十一年三月二十

一日

一 平野屋七太郎より大坂御留守居迄山口革たはこ入 式ツ相頼候二付、左之通

一 革たはこ入 式ツ
壹ツ 白皮^(ツツ)、裏金
代七匁

壹ツ 黒かわ、裏金
代八匁

右之通、神代十左衛門江指登せ候、代銀之儀ハ此度不申遣候事

史料⑦は、江戸の武士連中の間だけではなく、大坂の商人も眼を付け、山口革製喫煙具の人気の拡がりを暗示する。平野屋七太郎は、大坂の徳山藩御用商人である。代銀も明確になる。白革製で七匁、黒革製で八匁。このころ、宝暦十年（一七六〇）十二月十二日の米価が銀一〇〇目当たり一・六五石である。

神代十左衛門は大坂留守居役。

【史料⑧】「御蔵本日記」一五八四 安永九年三月二十五日

一しなへ革 六本、無方流稽古場之分

代銀式拾式匁五分

山口

内山利右衛門

右、先達而玉井嘉兵衛より申出出来二付、昨日萩

山口革について（吉積）

御進物才料山本岸右衛門取帰り御買物方より差出候二付、嘉兵衛方乍持差越候事

史料⑧は、山口革の喫煙具だけではない用途の一例を示す。「無方流」とは槍術の一流派。そして、内山家に於いて孫兵衛から利右衛門へ代替わりがあったことも教えてくれる。このころ安永八年（一七七九）十一月六日の米価は銀一〇〇目当たり米一・一八石である。

なお、槍術といえは、幕府槍術奉行を任じた柳生播磨守久寿も宝暦十年（一七六〇）十二月に山口たばこ入れを所望した事実がある（徳山毛利家文庫「江府書簡録」六七）。

【史料⑨】「御蔵本日記」六一一 天明三年七月三日

一御買物方申出候、山口切革師内山利右衛門爰元罷越、内証逼迫仕、渡世迷惑仕候間、御銀子少々御貸被下候ハ、返上之儀は此以後之御用物代二而御引取被下候様、書付を以願出候由、御当役江も

申達候処、御用物被仰付候共年中相定候儀も無之、式百目計之御用有之候年も有之候事ニ候得は、御引取も丈夫ニ無之、其上御時節柄ニ候得は、御貸下被成候様難相成候段、程能申聞せ、可然との儀ニ付而、其段御買物方申渡、右願書下ヶ申候事

史料⑨は、一転して山口切革師内山利右衛門の窮場が飛び込んでくる。内証逼迫による徳山藩への借銀の要請である。返済はこの後の注文代銀で調整させてもらいたい、というのが、注文製作の数が安定している訳でもなく、年間銀二〇〇目ばかりの御用では覚束なく、まして財政逼迫の時節柄、借銀願いには応じられぬとして、願いは却下された。

この天明三年（一七八三）段階で、内山家の山口革製作も行き詰まりを見せていたことがわかる。が、火は消えなかった。

管見では文化二年（一八〇五）二月の日記まで「山口革たはこ入」の記事は追えた。

少ない記録の中で、比較的まとまり、かつ約五〇年の時間に亘り考察できる史料が「御蔵本日記」の記述であるが、毛利家文庫および徳山毛利家文庫にはまだまだ眠った史料の存在が予見される。だが、これまでのところ、後者の文庫に関連史料を見出したので紹介しておく。

徳山から江戸へ送信された書状の記録として徳山毛利家文庫に「江府書簡録」というものがあり、「御蔵本日記」の記述を補完してくれる。

【史料⑩】「江府書簡録」五五 宝曆四年（上）

已上

一 山口革たはこ入 四ツ

但、革和らかに薄く、縫糸紺、小豆革、裏金、手本之通

一同きせる筒 拾ヲ

但、革和らかニして、縫糸紺、蓋と身同寸、小

豆皮^(ママ)、裏黒、手本之通

右、方々様より御頼ニ付調被仰付候間、於山口相調
出来之上、早々其元差送候様、可致沙汰由被仰聞、
得其意存候、則雛形式ツ被指越、早返申候、恐々謹
言

三月十日

小幡内記

粟屋内藏殿

史料⑩は、方々からの注文と火急の調達要請に追われ
る様が明瞭である。「革和(やわ)らかに薄く、縫糸紺」
などとの注文と早急な雛形(手本)の返却が求められて
いる。

【史料⑪】「江府書簡録」五七 宝暦五年(上)

先達而被仰越候、御医師方御頼之山口革たはこ入、
雛形之通□□致沙汰候処、此内仕付不申□□方六ヶ

山口革について(吉積)

敷、其上殊之外高直候故、被仰越候員数之内、先式

拾調申付出来候処、手際等不宜候、此間革師爰元罷
越候故、猶又得と承合候処、不調付形故出来隙取、
其上手際不宜候由、直段等も殊之外高直候故、先被
仰越候内式拾相調、此度差登候様致沙汰候、何卒右
員数ニ而被為相済候様ニは有御座間敷哉と奉存候、
何分御吟味被成、於趣は可被仰越候、恐々謹言

六月五日

小幡内記

福間式部殿

猶以、平野主水様・久世三之允様・神保勝之助
様、御頼之革たはこ入、□雛形之通致出来、先
便ニ差送候様致沙汰候間、左様御心得可被成
候、以上

史料⑪は、幕府御医師方からも注文があり、所望する

人々の拡がり、喫煙習慣の拡大をしかと感じさせられる
一方で、高価なものにも拘わらず、手間取った割に出来

が悪いとの評価がついて、戸惑う姿も見て取れる。革師が徳山まで来て直接まみえる機会もあったという。が、それでも注文は止まらないという現実。それほどに革製の喫煙具は引っぱりだこだったことが想像される。

また、出来具合に安定性がなかったということは、起業してまだ間がなかったことをも示すといえよう。そして、尚書きの部分は「御蔵本日記」宝暦五年（一七五五）五月二十六日の条に重なる。

註

（一）萩藩の支藩徳山藩の政務局である蔵本において記述された日記で、元禄元年（一六八八）から明治元年（一八六八）までが間欠的に残る。日々藩領に関わる事項が細大漏らさぬほどに記述されて、その内容は大変多彩である。そのため、遺存する全一一六六冊について、筆者は読破し、これまでに「徳山遠石の祭市と芝居興行―近世中期、地方小都市の社会―」（『山口県史研究』第三号、一九九五年三月）

「御蔵本日記」の記述に限って製作の状況を起業後間もないが、注文・製作の多かった宝暦二から六年までをまとめてみたのが表2である。たばこ入れが、注文・製作総数三九五で全体の八割を占める。

史料が乏し過ぎる。吉敷郡山口で製作された山口革を使った喫煙具が、どういう断りで徳山藩が仲介することになったのか、など謎があまりに多い。

や「小藩における社会統計の試み―周防徳山藩「御蔵本日記」を読む―」（『山口県文書館研究紀要』第三四号、二〇〇七年三月）などの著述を著してきている。

（二）萩藩が天保の改革に関連して企てた国郡志の編集資料として、藩内各町村から注進させた明細書きを代官所で編集した地誌で、万般の事項について記述があり、その中には町村の物産に関する事項も含まれる。原本は当館が所蔵し、当館で二二冊に分けて翻刻出版している。

(3) 十八世紀前半、萩藩本支藩を網羅した防長両国の各町村より石高、由来や境目などを上申させた記録で、町村毎の絵図、つまり「地下上申絵図」（一村切明細絵図）を伴うことを特長とする。なお、記録については山口県地方史学会より四分冊で翻刻出版されている。

(4) 『校訂寛政重修諸家譜』による。以下、諸大名などの確認はいずれも同著に依拠した。

(5) 「御両国珍名産物」（毛利家文庫・産業五）に「一櫛厚狭郡 船木市」との記述があるほか、『防長風土注進案』船木市村の産業の項に櫛職、徳銀凡そ五四貫五〇〇目位、唐櫛職、徳銀一八貫八〇〇目位、櫛商い同一〇貫六〇〇目位とあるほか、さまざまな文献に現れて一大産業であったらしいが、その歴史や由来は不詳である。船木市は、山陽道の宿場町であった。山口県宇部市に所在。

(6) 三藩士の役名は、いずれも徳山毛利家文庫「譜録」による。

表2 宝暦2～6年の山口革製品注文・製作の状況（「御蔵本日記」より作成）

年号(西暦)	注文数			計	製作数			計	合計
	たばこ入れ	きせる入れ(筒)	鼻紙入れ		たばこ入れ	きせる入れ(筒)	革切れ		
宝暦2(1752)				0	40		1	41	41
宝暦3(1753)				0	118			118	118
宝暦4(1754)	4	40		44		30		30	74
宝暦5(1755)	115	10		125	75	10	2	87	212
宝暦6(1756)	33		3	36	10			10	46
計	152	50	3	205	243	40	3	286	491